

■特休15号 家族の看護等に係る休暇について

平成30年1月から、1年において5日（要件①から④までのために5日）を超えない範囲で必要と認められる日又は時間で取得することができるようになりました。

（今までは、要件④「学校等の行事への出席」のために取得する場合にあっては、2日まで、と上限がありました。）

休暇取得事由			取得要件	取得可能日数	
要件	内容	対象者			義務教育終了前の子が2人以上
①	負傷又は疾病による治療、療養中の看病、通院等の世話	配偶者、父母、配偶者の父母、子（義務教育終了後）	職員以外に看護者がいない場合	5日 （基本日数）	+5日 （加算日数）
②	予防接種健康診断	子（義務教育終了前）	—		
③	学校等の臨時休業				
④	学校等の行事への出席				

特休15号を取得する場合は、「特別休暇票」に記入し事前に承認を受けましょう。記載例を参考に事由欄に記入してください。

【記載例】

事由	記載例
	例1：参観日への出席
	例2：父親の看護
	例3：子の予防接種

今までは、「学校等行事への出席」事由で取得する場合は、「今回請求分を含めて合計〇日〇時間」（2日までと上限があったため）と記入する必要がありましたが、今回の改正により不要となりました。

■教員特殊業務手当について

特殊勤務手当とは、部活動や野外活動・修学旅行等に従事し、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給されるものです。

平成30年1月から、手当の金額が改定されました。

業務の種類	支給額（日額）	
	改正前	改正後
第2号 修学旅行等の引率指導業務で泊を伴うもの	4,250円	5,100円
第3号 対外運動競技等の引率指導業務で泊を伴うもの又は、週休日等に行うもの（泊を伴うものを除く）	4,250円	5,100円
第4号 部活動指導業務で週休日等に行うもの	3,000円	3,600円

